



はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の保険適用となる施術の支払い方法には、下記の2種類があり、健保組合により選択されています。 ※詳しくは健保組合へお問い合わせください。

償還払い

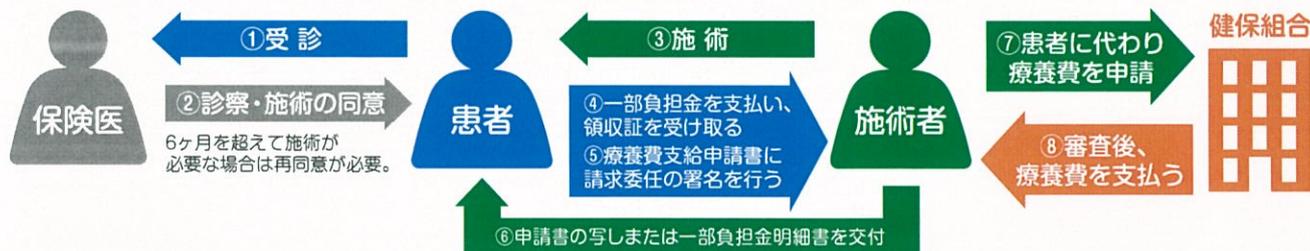
患者が施術所で全額を支払った後、健保組合へ療養費を申請。



受領委任払い

患者は施術所で一部負担金を支払い、療養費支給申請書へ委任の署名を行う。施術者が患者に代わり健保組合へ療養費を申請。

※受領委任を取り扱わない施術所で施術を受けた場合は、償還払いの取り扱いになります。



保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- ① 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
- ② 同意書(文書)の交付が必要です。
- ③ 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
あんま・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1ヶ月です。
- ④ 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。

※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

●保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記6疾病であり、
慢性病で保険医による適当な治療手段
がない場合に限り保険適用となるよ。

対象となる疾病

- 神経痛 ●リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩 ●腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な
痛みを主な症状とするものについては
上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の
治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする
症状に限り保険適用となるよ。

対象となる主な症状

- 筋麻痺
- 筋萎縮
- 関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、
症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを
行っている場合は対象外となります。



- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あはき療養費 Q & A



保険適用の施術を受けるには、
どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察
を受け、施術の同意書を交付して
もらってね。
その後、同意書を持って施術所へ
行ってね。



「訪問可」「出張専門」
と書いてあったけど、
自宅での施術(往療)は
保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷
のため自宅で静養している場合など、外出が
制限されている状況に限り」認められているよ。
歩行は困難だけど一人で通勤が可能だっ
たり、単に施術所に行くのが面倒などの理由
では認められないよ。



しばらく施術を受けてますが
症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない
場合は、別の疾患も考えられるよ。
不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。



領収証を発行してもらえ
なかったんだけど…？

領収証は施術日と施術金額を証明するもの
だよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務
付けられていたり、受領委任払いでは施術所
が発行することを義務付けられているよ。
毎回領収証をもらって、内容を確認して保管
しておこうね。





適正な療養費を申請するための

安心な接骨院選び 3つのポイント

ポイント

1 施術内容や料金について正しい説明がある



- 痛みの原因が外傷性か否かは、保険を適用するかの判断に用いられます。
痛みの原因を把握せずに施術が行われることはありません。
- 保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。
保険適用となる施術料はクーポン券や回数券などによる割引はありません。

● 国家資格者であるか確認しましょう。

	国家資格	内容	施設
国家資格者	医師	医行為	医療機関
	柔道整復師	柔道整復	接骨院
	はり師・きゅう師	鍼灸	鍼灸院
	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧	マッサージ院
無資格者	特定の資格を要しない	定められた術はない	整体・カイロ・その他

ポイント

2 広告事項を正しく守っている

- 接骨院の広告は柔道整復師法で制限されています。
看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。

接骨院は看板に“骨盤矯正”“交通事故”などの表記はできないよ。



❌ 「健康保険が使えます」などの表記は違反です。
肩こり・腰痛・整体・カイロ・スポーツ障害の表記も違反です。

ポイント

3 領収証を必ず発行する

- 柔道整復師は、患者に対して領収証を無料発行することが義務づけられています。



領収証は施術を証明する大切なもの。毎回きちんと受け取ろう。

日付

柔道整復師名 (接骨院名)

(例) 領収証
健保 一郎 様

保険分合計	600 円
① 一部負担金	180 円
② 保険外	200 円
合計金額 (①+②)	380 円

〇〇年〇月〇日
上記合計金額を領収いたしました。
住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
施術所名 〇〇接骨院
氏名 柔道 整太郎
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

金額

領収印

接骨院は上記のポイントを参考に、慎重に選びましょう。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。

- 接骨院にかかる際は、「いつ・どこで・どうして負傷したか」を柔道整復師に伝えましょう。
- 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、第三者の行為による被害の届出など必要な書類を健保組合へ提出してください。

接骨院の施術には保険適用になる施術とならない施術があります。

保険適用となる施術

(外傷性が明らかな負傷)

●負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび(不全骨折)
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ(挫傷)



※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

(病気による痛み、原因不明の痛み)

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷
(健康保険ではなく労災保険の適用)

- 接骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。
- 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。

保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です。

あなたに代わって
柔道整復師が請求します。
申請内容をきちんと
確認して署名を!!

署名のチェックポイント

- ✓申請書には保険適用と説明をうけた負傷名のみが記載されているか確認しましょう。
- ✓申請書は暦月ごとに申請されますので、その月に接骨院へ通院した日の確認もしましょう。
- ✓代理署名は例えば手を負傷して筆記具が持てない場合などに限られ、その際は代理署名を確認して押印しましょう(印鑑をご用意ください)。



柔道整復施術療養費支給申請の手続き【受領委任払い】



医療費のお知らせは必ず内容をチェック!

チェックのポイント



いつ? 誰が?

どこへ? (〇〇医院など)

何日、何回?

いくら? (本人の負担額・健保組合の負担額)

内容に心当たりがない、不明点がある場合は、健保組合までご連絡ください。

健保組合では、医療機関などにかかった方へ医療費のお知らせを通知しています。領収証と照らし合わせて、必ず内容をご確認ください。

※名称や発行方法(郵送やwebなど)は健保組合ごとに異なります。

医療費の
支払いのための
患者照会に
ご協力ください。

